

令和 2 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

令和 2 年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な意匠審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目	評価項目①、⑥～⑨、⑪に関するもの
改善提言 1	オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。
ねらい	ユーザーとのコミュニケーションを充実させる。
取組の計画	（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況への対応） 1. 意匠制度の改正や意匠審査基準の改訂等に関する資料の提供、説明会等を実施することで制度ユーザーとのコミュニケーションを取り、これらをオンライン上で行う。 （品質検証のための取組への対応） 2. 制度ユーザーや業界団体の問題意識やニーズを把握する機会を設ける。 3. 制度ユーザーとのコミュニケーションがコロナ禍においても滞らないように、対面でのコミュニケーションに代わる方法の拡充を行う。
取組の実績	（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況への対応） 1. に関して、意匠審査基準は昨年末から 2 回の改訂を行い、特許庁ホームページに公表した（公表から 12 月末現在 8,818 回の閲覧回数）。また、意匠審査便覧の改訂及び公表も行った（公表から 12 月末現在 5,206 回の閲覧回数）。令和 3 年 4 月施行改正意匠法に関しては、周知のために動画サイト、特許庁ホームページへの掲載（公表から 12 月末現在 16,165 回の閲覧回数）並びに団体及び企業向けオンラインでの個別説明オンライン開催も実施した。このほか、INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat「意匠登録制度の概要」のスライドも改訂するなど、ユーザーに向けたオンラインでの情報提供に努めた。 （品質検証のための取組への対応） 2. について、2021 年度においてもユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。このほかにも、ユーザーニーズの把握を目的とした調査研究を通じ、潜在ユーザーを含む国内外企業にヒアリング及びアンケート調査を実施予定（ヒアリング対象：国内 50 社、国外 5 社、アンケート対象：2200 社）。 ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施した（一部の意見交換においては、企業の経営層との意見交換、情報収集を実施した）。 ・企業との意見交換 2021 年度実績：7 件（2021 年 12 月末時点）（2020 年度 12 月末実績：4 件、2019 年度実績 16 件） ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 2021 年度実績：4 回（2021 年 12 月末時点）（2020 年度 12 月末実績：5 件、2019 年度実績：7 件） 3. については、出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めると共に、対面型の面接審査を実施しにくいコロナ禍の環境において、引き続きオンライン面接を積極的に活用した。また、2021 年 4 月には、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段を整備した。これまで、出願人からの補正案についてはファクシミリで対応してきたが、今後はメールにて補正案を確認できるよう調整予定。 ・面接審査 23 件（2020 年度合計実績：18 件、2019 年度合計実績：230 件） ・対面以外のオンライン面接審査 97 件（2020 年度合計実績：114 件、2019 年度合計実績：1 件）
結果	取組 1～3 の実施により、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることができた。

令和 2 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目	評価項目④、⑥に関するもの
改善提言 2	審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また、効率的な審査環境の整備や人員配置の見直しを期待する。
ねらい	審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保し、効率的な審査環境の整備や人員配置を見直す。
取組の計画	(審査実施体制への対応) 1. 審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数を確保、配置する。 (審査実施体制への対応) (品質向上のための取組への対応) 2. 審査の質の維持及び向上に必要な、効率的な審査環境を整備する。
取組の実績	(審査実施体制への対応) 1. については、令和元年意匠法改正の施行に伴い審査体制を強化し、昨年度 4 月から定員 2 名増の合計 50 名の審査官数を維持し、意匠登録出願の審査を行っている。また、3 つの審査室の管理職が品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。意匠法改正による保護分野の拡大や衛生マスク等特定分野での出願急増といった状況変化に応じて人員配置を見直し、審査実施体制の整備を図った。 (審査実施体制への対応) (品質向上のための取組への対応) 2. については、改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため意匠分類の改正を 2020 年 4 月に行ったが、今年度はさらに内装分類(L3-7)を 4 つの分類に細分化、新たに衛生マスク部品及び付属品の分類を追加した。また、法改正に対応した画像デザイン関連出願の審査を的確に行うための、画像デザインを対象とした公知資料収集、と公知資料(約 30 万件)) に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与を行う(2021 年度未完了予定) ことで、審査の質を維持しつつ効率化を図る環境整備を行った。このほかに、画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールの開発について、アジャイル型開発を進めている。そして、これまで審査システムの機械化やバッチ審査の導入等による審査の効率化も含め、意匠法改正や特定分野での出願急増といった状況変化に応じた審査環境の整備を図ることにより、従来どおりの審査効率を維持した(2021 年 4 月～12 月の平均 FA 処理期間: 6.3 月、審査官一人あたりの FA 処理件数: 51.5 件/月(2020 年同期の平均 FA 処理期間: 6.1 月、一人あたりの FA 処理件数: 49.5 件/月))。
結果	取組 1～2 の実施により、審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数を確保、配置すると共に効率的な審査環境を整備することができた。

令和 2 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目	評価項目④、⑤、⑦～⑨に関するもの
改善提言 3	判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。
ねらい	判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進める。
取組の計画	（品質向上のための取組への対応） 1. 審査の均質性の担保のために、審査官による案件協議を活用する。 （品質検証のための取組） 2. 審査の室の均質性を分析、検証を行うために品質監査やユーザー評価調査を実施する。
取組の実績	（品質向上のための取組への対応） 1. については、ハグ出願を除き以下の案件を対象に決裁者と案件協議を行うことで審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）を向上させる取組を行っている。例えば、中間手続に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件等を対象にして審査官と当該審査部全体を把握している決裁者との間で案件協議を行うこととした。 2021 年度：54 件（2021 年 12 月末時点）（2020 年度実績：31 件、2019 年度実績：42 件） なお、ハグ出願については全件案件協議対象としており、これまでの取組により、国内出願の審査と遜色のない水準の習熟度が得られつつある。 2021 年度：2,242 件（2021 年 12 月末時点）（2020 年度実績：2,283 件、2019 年度実績：2,049 件） （品質検証のための取組） 2. について、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて検証した。国内の同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行った。 ・年間の品質監査の件数は 2021 年 12 月末までに 88 件を実施、年度内に約 120 件の監査を予定。（2020 年度実績：120 件、2019 年度実績：160 件） ハグ出願案件においても同様に行った。 ・年間の品質監査の件数は 2021 年 12 月末までに 22 件を実施、年度内に 30 件の監査を予定（2020 年度実績：20 件、2019 年度実績：32 件） ユーザー評価調査に関しては、改善提言 1 の取組実績 2 を参照。
結果	取組 1～2 の実施により、判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対応した品質管理の取組を継続・改善することができた。

令和 2 年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

評価項目	評価項目⑨に関するもの
改善提言 4	ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。
ねらい	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直す。
取組の計画	（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況） 1. 質の高い審査を実現するために法改正、意匠分類について見直しを行う。 2. 品質ポリシー等についてのレビューを実施する。 3. 意匠審査官が質の高い審査を行うためのオンラインによる体制への見直し。
取組の実績	（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の改善状況） 1. については、2021 年度は法改正により WIPO における優先権証明書電子対応、手続救済措置の拡充、ハーグ出願における郵便発送停止国への対応等手続面での見直しを行った。また、本年に内装分類の見直しを行い細分化、衛生マスク及び安眠用眼帯の分類を見直し、衛生マスク部品及び付属品の分類を追加するとともに、日本意匠分類毎の定義の作成及び公開を行った。詳細は改善提言 2 の取組実績 2 を参照。 2. については、意匠審査の質についてのユーザーアンケート調査の結果や、特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ（MVV）（2021 年 6 月更新）に関する各審査室でのディスカッションの結果等も踏まえ、品質ポリシー等についてのレビューを実施している。 3. については、審査官の技術的な知識を確保するための技術研修（2021 年度実施予定）開催をオンラインにて行う予定。審査官のハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ協定対応英文起案研修を 2021 年度は 10 月から 11 月にかけて、6 名の審査官が研修をオンラインにて受講した。また、内製によりテレワーク支援ツールを開発し、コロナ禍の登庁制限下においても遅滞のない審査を行っている。
結果	取組 1～3 の実施により、質の高い審査を実現するための方針・手続を再確認している。取組 3 の実施により、質の高い審査を行うためのオンラインによる体制を改善することができた。